

つながる訪問看護リハビリステーション (訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社インディヴィマックスが開設する、つながる訪問看護リハビリステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：つながる訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地：岐阜県岐阜市西中島4丁目2番8号 中日本アパレルビル1F

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（看護師と兼務）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師：常勤換算方法で2.5以上となる員数（うち1名は管理者業務と兼務）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：ステーションの実情に応じた適当数を置くものとする。看護師等は、訪問看護等計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供にあたる。
- (3) 事務職員1名
必要な事務を行う。
上記の人員について必要に応じて増員を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）その他会社が指定する夏季休日を除く。
- (2) 営業時間：平日8：30～17：30までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 床ずれの予防・処置
- 5 在宅におけるリハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の教育助言
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、1km当たり50円(税別)を徴収する。
- 2 死後の処置料10,000円(税別)とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市（美山地区を除く）、瑞穂市、本巣市（根尾地区は除く）、羽島郡、笠松町、岐南町、本巣郡北方町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じる。

苦情相談窓口つながる訪問看護リハビリステーション管理者

連絡先 (058) 214-9077

利用時間平日 8:30～17:30

- 2 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村や岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

① 採用時研修採用後1ヶ月以内

② 継続研修年2回（外部講習及びその伝達講習を含む）

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社インディヴィマックスとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第12条 関係記録の保存期間は、完結する記録から5年間とする。

(虐待の防止に関する措置)

第13条

1 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果に

ついて、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第14条

- 1 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、従業員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条

- 1 本事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第16条

本事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

平成31年 3月 1日改訂

令和 7年11月18日追記（13条～16条）